

Title	近世初期における農家経営と「五体不具」：農村における「五体不具」の存在形態に関する覚書
Author	生瀬, 克己
Citation	同和問題研究：大阪市立大学同和問題研究室紀要. 3 卷, p.107-124.
Issue Date	1979-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究室

近世初期における

農家経営と「五体不具」

— 農村における「五体不具」の
存在形態に関する覚書

生 瀬 克 己

1. はじめに…………… 108
2. 近世初期における農家経営と「五体不具」(1)…………… 110
3. 近世初期における農家経営と「五体不具」(2)…………… 121
4. おわりに…………… 123

1. はじめに

戦後における歴史研究の主たる関心事を一口で言うとするれば庶民生活の解明というところにあったといえる。そして、この庶民生活への関心は、研究の進展とともに、内容の進化だけではなく、研究対象をもつぎつぎと拡大させてきた。たとえば、女性の歴史や被差別部落の歴史が広くとりあげられるようになってきたことは、このことをしめしているといっよいであろう。

こうした研究対象の深化と拡大は、庶民生活の現実をよりリアルに認識するためには不可欠のものである。それだけではなく、「差別」といった問題を考えようとする場合には、研究対象の深化と拡大は特に重要なことに思える。

というのは、「差別」という問題を研究しようとする場合、基本的人権や市民的諸権利といわれるものが、すべての人びとに保障されていることをタテマエとする社会において当然とされている人権意識を前提として、「差別」と思える歴史的事実をとりあげるだけでは、きわめて不十分であるといわねばならないからである。当然のこととはいえ、階級社会であり、貧富の格差をともなう社会であるかぎり、いわゆる「差別」といわれるものは実に多様なかたちで存在する。しかも、それらが、別個の個別な問題として存在するわけでは決してない。

こうしたことに思いあたると、いろいろに多様に存在する「差別」をそれぞれに解明するとともに、それらが相互にいかなる関連にあるのかといったことを明らかにせねばならないであろう。また、こうした課題の対極に、それぞれの「差別」に対する庶民の差別意識のあり方とその形成の条件が明らかにされねばならないというテーマがあるといえよう。こうした作業のうえに、さらにそれぞれの差別が再生産されつづけてきた条件を明確にすることも欠くことのできないものとなろう。

「差別」問題の歴史的解明という場合、そのとりあげかたにはいろいろな方法が考えられるであろう。しかし、「差別」の全体像とその存在意義を明らかにするためには、右のごとき視点からの研究を忘れることはできないであろう。

右のごとき問題意識のもとに、近世におけるいわゆる「差別」に関する研究史をふりかえるとき、ゆるゆる 部落史の研究の進展は 注目に値する⁽¹⁾。その反面、いわゆる部落差別以外の被差別者たちの歴史に関してはふれられること

が少ないように思われる。また、本格的な研究対象としてとりあげられてはいても、ある意味で、非常に一面的なものになっている例もある。こうしたものの例として、いわゆる「五体不具」に関する研究をあげることができよう。

いわゆる「五体不具」の研究のなかでは、盲人に関しては相当に詳細な研究がすでに明らかにされている⁽²⁾。しかし、盲人に関するものを一まずおくとすれば、いわゆる「五体不具」に関する研究はほとんど空白に近いのではなからうか⁽³⁾。

こうした空白をもたらした第一の原因は、第一に近世における「五体不具」の生活を具体的に知りうる史料が少ないということにある。そして、第二には、いわゆる「五体不具」の存在が研究者たちの関心をひくことが少なかったということも否めない理由となる。

右のごとき理由があるにしても、すでにのべたような問題意識からすれば、どうしても放置しておくことのできない研究課題である。そこで、本稿においては、近世における「五体不具」のあり方がどのようなものであったかをさぐってみようとするものである。特に、近世における生産点である農村における「五体不具」のあり方を近世初期を中心にして考えてみようとするものである。その目的とするところは、中世農村から近世農村へという展開の結果、「五体不具」のあり方にどのような変化があったのかという点に一定の見当をつけるためである。とはいえ、本稿において利用することのできた史料は、それぞれ地域が異なるだけでなく、性格の異なる史料である。したがって、結論といえるようなものを得るには今後にもたねばならない。本稿は、一応の見通しを得ようとするものである。

(注)

- (1) 近世の部落史研究は大いなる活況を呈しているが、なかでも西播地域皮多村文書研究会編『近世部落史の研究上・下』、部落問題研究所編『部落史の研究前近代篇』などは代表的なものといえよう。
- (2) 古くは中山太郎『日本盲人史』、最近では加藤康昭『日本盲人社会史研究』等がある。
- (3) ごく簡単に説明されているだけではあるが、河野勝行『日本の障害者——過去・現在および未来』などは数少ない先行業績といえる。

2. 近世初期における農家経営と「五体不具」(1)

中世農村から近世農村への展開過程を一口で言うならば、複合大家族経営から単婚小家族経営として特徴づけることができよう。したがって、中世農村における「五体不具」と近世農村における「五体不具」とのあいだに、そのあり方に変化があるとすれば、複合大家族経営から単婚小家族へという推移のなかにあるはずである。したがって、これらの歴史的プロセスを知ろうとすれば、農家経営の具体的な内容と「五体不具」の存在状況をあわせて知ることのできる史料が必要である。このような必要をみたしてくれる史料ということになると、まず第一に思いあたるのは、肥後藩主細川忠利が入国後間もない寛永10(1633)年正月・2月に提出させた人畜家屋敷改帳であろう。しかも、肥後国のうち合志郡については、全村にわたって残されている。

そこで、本稿ではいわゆる「肥後藩人畜改帳」の合志郡の分を利用して検討をくわえることにしたい⁽¹⁾。

まず、合志郡の概略をしるために作成したのが表Ⅰ合志郡の人口と「不具」である。この表Ⅰをもとにして農家1戸当りの経営条件をしめそうとしたのが表Ⅱ平均農家規模である。

表Ⅰ 合志郡の人口と「不具」

戸数	2,412戸	
総人口	9,629人	
持高計	39,590.824石	
牛馬数	3,592頭	
家数	8,507軒	
「不具」人数計	168人	
内訳	血縁	42人
	名子	55人
	その他	71人

表Ⅱ 平均農家規模

一戸当り家族規模	6.8人
一戸当り持高	29,479石
一戸当り牛馬数	2.5頭
一戸当り家族	6.0軒
総人口にしめる「不具」の比率	1.7%

表Ⅱによると、1戸当りの家族規模は6.8人であって、家族規模は全体としてはそれほど大きくない。むしろ、平均的には小家族経営が中心であったと考えてよいであろう⁽²⁾。そのような全体としての条件のもとで、合志郡全体

としては168人の「不具」が存在しており、総人口比でいうと総人口の1.7パーセントが「不具」であったことになる。

肥後国の他の地域ではどれくらいの「不具」がいたのだろうか。『肥後藩人畜改帳』ではこの点はわからない。しかし、「永青文庫」に「表題がはっきりしないが、石高その他から推測して、おそらく寛永年間の終わりごろのものと思われる」⁽³⁾ 史料が残されてい⁽⁴⁾。この「永青文庫」の史料から作成したのが表Ⅲ-I 肥後の総人口と「不具」である。表Ⅲ-Iをもとにして、それぞれを指数化して、各郡の総人口のなかで「不具」のしめる比率を表示したのが表Ⅲ-II 各郡本高・総人口・牛馬・「不具」の分布である。

Ⅲ-I 肥後の総人口と「不具」

	本 高	総 人 口	牛 馬 数	「不 具」
飽 用 郡	65,772.95935 ^石	22,893 ^人	3,912 ^頭	293 ^人
託 摩 郡	29,224.70456	9,265	2,129	26
益 城 郡	173,984.66914	38,918	10,417	457
宇 土 郡	32,750.70740	8,480	1,326	15
八 代 郡	58,805.46621	14,997	2,196	117
葦 北 郡	15,992.71716	11,816	1,165	53
山 本 郡	25,570.40212	7,025	1,751	36
山 鹿 郡	31,623.23579	11,179	2,776	19
玉 名 郡	106,541.60258	42,281	7,550	440
菊 池 郡	25,499.53217	9,352	2,604	54
合 志 郡	41,434.28598	10,231	3,756	149
阿 蘇 郡	58,178.41960	20,772	9,480	136
鶴 崎	11,031.45185	11,815	1,881	307
大分郡野津原組	7,185.00574	4,810	1,255	201
計	683,545.16365	223,834	52,198	2,303

注) 飽田郡の不具は原史料に「盲目・非人、片輪者」とあるもの。その他は「かたハもの」

「めくら」「こしひき」「こしぬけ」と表示されているものの、合計人数をしめた。

「表題不明—各郡人畜并家数など」より作成
(『熊本県未解放部落史研究』第3集所収)。

表Ⅲ-Ⅰ 各郡本高・総人口・牛馬・「不具」の分布

	本高 各郡分布	総人口 各郡分布	牛馬 各郡分布	「不具」 各郡分布	「不具」の各郡 総人口比
益城郡	25.5%	17.4%	7.5%	19.8%	1.2%
玉名郡	15.6	18.9	4.1	19.1	1.0
飽田郡	9.6	10.2	20.0	12.7	1.3
八代郡	8.6	6.7	2.5	5.1	0.8
阿蘇郡	8.5	9.3	4.2	5.9	0.7
合志郡	6.1	4.6	2.2	6.5	1.5
宇土郡	4.8	3.8	3.4	0.7	0.2
山鹿郡	4.6	5.0	5.3	0.8	0.2
託磨郡	4.3	4.1	14.5	1.1	0.3
山本郡	3.7	3.1	5.0	1.6	0.5
菊池郡	3.7	4.2	7.2	2.3	0.6
葦北郡	2.3	5.3	18.2	2.3	0.5
鶴崎	1.6	5.3	3.6	13.3	2.6
大分郡野津原	1.1	2.1	2.3	8.8	4.2
計	100	100	100	100	1.0

表Ⅲ-Ⅰによると、総人口の分布は、多少のばらつきをふくんではいるが、おおむね本高の多いところは人口が多く、本高の少ないところは人口も少ないといった当然の分布をしめしている。しかし、「不具」の分布は若干様相を異にする。たとえば、「不具」の各郡分布をみると、宇土郡の比重は総人口では全体の3.8パーセント、本高で4.8パーセントをしめているが、「不具」総数のなかで宇土郡がしめる比率は0.7パーセントにすぎない。各郡総人口のなかで「不具」のしめる比率も0.2パーセントにすぎない。山鹿郡の場合も同じような傾向をしめしている。

宇土郡や山鹿郡のように総人口のなかで両郡がしめる比率にくらべて、「不具」総数のなかで両郡の「不具」がしめる比率がきわめて低いという特徴をもつ地域もあれば、全くその反対の特徴をしめす地域もある。大分郡野津原や鶴崎などは、両地域の総人口が全体のなかでしめる比率からすれば、「不具」総

数のなかで両郡の「不具」のじめる比率はきわめて高い。また、この両地域の総人口にしめる「不具」の比率も大分郡野津原が4.2パーセント、鶴崎が2.6パーセントとその比率はきわめて高く、他郡を圧しているといってもよいほどである。

肥後国全体の「不具」の分布は、右にのべたような大きな地域差を含みこんだものであったことがわかる。このような地域差がいかなる原因によるのかを究明することが今後の大きな課題となろう。それはともかくとして、このような地域差を含みながらではあるが、肥後国全体では約1パーセント程度であったと思われる⁽⁵⁾。

もう一つ考えなければならない問題がある。表Ⅰと表Ⅱのもとになっている史料は寛永10(1633)年のものであり、表Ⅲのもとになっている史料は寛永年間の終わりごろということであるから、両史料のあいだには約10年のへだたりがあることになる。この点に注目するとどうということになるであろうか。

まず、石高をみると、寛永10年の合志郡の石高は39,590.824石である。寛永末年には41,434.28598石になっている。つまり、約10年間に1,843.46198石増加したことになる。このことは寛永10年以後の約10年間に約4.7パーセントだけ石高の増加がみられたことをしめしている。人口も同じ期間に602人増加しており、約6.2パーセントの増加をみたことになる。これにたいして、「不具」の方は同じ期間に168人から149人に減少しており、約11.3パーセントだけ減少したことになる。

石高や人口の増加は生産力の発展の結果である。このような生産力の発展がみられる時期に、「不具」の数は減少している。すくなくとも合志郡ではこのような事実が存在したと考えられる。このような変化の原因がどのようなものであるのか確かなことはわからない。しかし、この間の農家経営のあり方の変化を予想しうるのではないかと考えられる。

つぎに、このころの「不具」はどのようなかたちで存在していたか、「不具」を有する経営と有しない経営とではどのような相違があるのかといった諸点の検討を通して「不具」の具体的な存在形態をさぐってみたい。

表Ⅳ合志郡の家族規模と「不具」は、合志郡の農家経営を「不具」を有するものと有しないものにわけ、「不具」を有する経営を血縁者の「不具」を有す

るものと非血縁者の「不具」を有するものにおいて家族規模の分布をしめしたものである。

表Ⅳ 合志郡の家族規模と「不具」

家族規模	「不具」を有しない経営	「不具」を有する経営	
		血縁者の「不具」	非血縁者の「不具」
1人	7戸(0.55%)	0戸(0%)	0戸(0%)
2	96(7.59)	3(9.09)	0(0)
3	204(16.13)	2(6.06)	1(0.85)
4	163(12.89)	4(12.12)	4(3.43)
5	173(13.69)	7(21.21)	7(5.98)
6	129(10.21)	6(18.19)	14(11.97)
7	114(9.02)	3(9.09)	9(7.69)
8	101(7.99)	4(12.12)	19(16.24)
9	62(4.91)	1(3.03)	8(6.84)
10	56(4.43)	0(0)	4(3.43)
11	29(2.29)	0(0)	9(7.69)
12	31(2.45)	0(0)	5(4.27)
13	21(1.66)	2(6.06)	10(8.55)
14	14(1.11)	0(0)	3(2.56)
15	18(1.42)	0(0)	0(0)
16	12(0.95)	0(0)	6(5.14)
17	10(0.79)	0(0)	5(4.27)
18	4(0.32)	1(3.03)	4(3.43)
19	3(0.24)	0(0)	0(0)
20	4(0.32)	0(0)	1(0.85)
21	4(0.32)	0(0)	1(0.85)
22	3(0.24)	0(0)	0(0)
23	1(0.08)	0(0)	1(0.85)
24	1(0.08)	0(0)	3(2.56)
25	0(0)	0(0)	1(0.85)
26	0(0)	0(0)	0(0)
27	0(0)	0(0)	0(0)
28	1(0.08)	0(0)	1(0.85)
29	1(0.08)	0(0)	0(0)
30	1(0.08)	0(0)	0(0)
31人以上	1(0.08)	0(0)	1(0.85)
計	1,264(100)	33(100)	117(100)

注) 血縁者の「不具」と非血縁者の「不具」の両者を有する経営は重出させている。

(1戸)

表Ⅴ 合志郡の一戸当り家族規模と「不具」

	一戸当り家族規模
「不具」を有しない経営	6.4人
血縁者の「不具」を有する経営	6.2
非血縁者の「不具」を有する経営	10.9
合 志 郡 全 体	6.8

「不具」を有する経営は149戸で、全農家経営の10.6パーセントにあたる。そのなかでも、家族の血縁者に「不具」を有するものは総戸数の2.3パーセントにすぎず、「不具」を有する経営の大半は非血縁者の「不具」を有していたことになる。

「不具」の有無にしたがって家族規模の分布状況を見ると、1～6人規模の比較的小規模農家の分布が最も特徴的である。「不具」を有しない経営、血縁者の「不具」を有する経営、非血縁者の「不具」を有する経営、それぞれの合計を一定にして分布状況を見ると、1～6人という比較的小規模な農家のしめる割合は、「不具」を有しない経営は61.16パーセント、血縁者の「不具」を有する経営は66.19パーセント、非血縁者の「不具」を有する経営は22.23パーセントとなる。つまり、「不具」を有しない経営か血縁者に「不具」を有している経営は小規模家族が中心であり、非血縁者の「不具」を有する経営は大規模家族による経営が中心であったとすることができる。こうした家族規模の相違は、1戸当りの平均家族規模を見ても、「不具」を有しない経営や血縁者の「不具」を有する経営にくらべて、非血縁者の「不具」を有する経営ははっきりと大規模経営家族であったことがわかる(表Ⅴ)。

以上、肥後国合志郡では、「不具」の存在形態は大規模家族のもとでの非血縁家族というかたちがおおいとのべた。つぎに、それぞれの農家経営のなかでのあり方を考えることにしたい。そのために作成したのが表Ⅵ合志郡の「五体不具」⁽⁶⁾である。

表Ⅵにおいて「族縁関係不明」としたのは、「壺人ハこしおれ」、「壺人ハこしひき」といったかたちで記されており、史料上に具体的な族縁関係が明示されていないケースである。しかし、血縁家族の場合には具体的な族縁関係が明示

されていることや、こうしたかたちの「不具」が名子や下人と同列に記載されているといっ事情からして、非血縁家族として、名子や下人と類似の存在ではなかったかと考える（さきの表Ⅳもこのような判断にもとづいて作成している）。

以上のことを念頭においたうえで、表Ⅶを見ることがにしたい。合志郡の「不具」168人のうち、血縁家族は42人であり25パーセントにすぎない。この血縁家族の「不具」42人をのぞいた残り126人のうち55人は名子である。名子といえば、中世にあっては土豪的な名主・小領主のもとで半隷属的な存在であったといわれている⁽⁷⁾。また、表Ⅶにおいて「族縁関係不明」としたものも、すでにのべたような事情からして大家族経営に包摂されて半隷属的な存在であったと思われる。大規模家族経営のなかに半隷属的な存在として包摂されていた「五体不具」たちがどのような作業にたずさわり、なにをしていたのか、今のところ全くわからない⁽⁸⁾。しかし、中世的な複合大家族経営のもとにあっては、農村の内部により多くの「五体不具」が存在する可能性を有していたこと、そして小規模経営ではそうした余地がより小さかったことを予想させている。

つぎに、小家族経営と大家族経営における経営条件の検討をおこなっておこう。「不具」を有しない農家が小規模家族経営であり、血縁の「不具」を有する農家も同様であった。これにたいして、非血縁の「不具」を有する農家は大規模家族であった。そこで、前二者と後者を比較するかたちでそれぞれの経営条件をしめしたのが表Ⅶ—Ⅰ経営条件の比較である。

まず、目つくのは大家族経営の方が家族数、持高、牛馬数、家屋数ともに大きく、有利な条件下にあったことがわかる。ところが、経営のなかでの労働負担量という観点からみると、大家族経営では労働力人口1人当りの持高が4.214石であり、小家族経営では4.717石であり、小家族経営の方が11パーセント余り多い。つまりは、その分だけ小家族経営における労働力人口1人当りの負担は重くなるわけである。牛馬が担当する労働量も小家族経営の方が大家族経営

表Ⅶ 合志郡の「五体不具」

	人 数
血 縁 家 族	42人
名 子	55
下 人	1
姥	1
く う や	1
地 蔵 坊 主	1
別 当	2
族縁関係不明	65
計	168

表Ⅶ-I 経営条件の比較

	小 家 族 経 営	大 家 族 経 営
家 族 規 模	6.6人 (100%)	11.0人 (166.7%)
持 高	30.064石 (100)	41.364石 (137.6)
牛 馬 数	2.4頭 (100)	4.2頭 (175.0)
家 屋 数	5.6軒 (100)	9.8軒 (175.0)
労働力1人当り持高	4,717石 (111.9%)	4,214石 (100%)
牛馬1頭当り持高	11.433石 (121.8)	9.388石 (100)

よりも20パーセント余り重かったことになる。

以上のことを「不具」を有しない経営、血縁の「不具」を有する経営、「不具」の名子を有する経営、族縁関係不明の「不具」を有する経営の4種類に分類して、計算しなおすと表Ⅶ-IIのようになる。

「不具」を有しない経営を基準にして考えると、「不具」の名子を有する経営および族縁関係不明の「不具」を有する経営という二つの非血縁者の「不具」を有する経営は、明らかに家族の規模も大きく、労働力人口1人当りの労働負担量も小さいことがわかる。

すでにのべたごとく、合志郡に存在する168人におよぶ「不具」の大半は、

Ⅶ-II 経営条件の比較

	「不具」を有しない経営	血縁の「不具」を有する経営	「不具」の名子を有する経営	族縁関係不明の「不具」を有する経営
家 族 規 模	6.6人 (100%)	6.5人 (98.5%)	10.2人 (154.5%)	11.9人 (180.3%)
持 高	29.479石 (100)	30.694石 (104.1)	40.387石 (137.0)	42.340石 (143.6)
牛 馬 数	2.6頭 (100)	2.2頭 (84.6)	3.9頭 (150.0)	4.5頭 (173.1)
家 屋 数	5.8軒 (100)	5.3軒 (91.4)	8.9軒 (153.4)	10.7軒 (184.5)
労働力人口1人当り持高	5,002石 (100)	4,425石 (88.5)	4,146石 (82.9)	4,281石 (85.6)
牛馬一頭当り持高	11.685石 (100)	11.180石 (95.7)	9.170石 (78.5)	9.605石 (82.2)

複合大家族経営の内部に包摂されている半隷属民であったと思われる。この中世的な複合大家族経営のもとでなげゆえ、いかにして「不具」を包摂することになったのか。この点は今後の研究にまつほかない。しかし、「不具」が小家族経営の内部にではなく、経営規模の比較的大きい大家族経営の内部により多く存在したの、小家族経営においてよりも大家族経営の方が、労働力人口1人当りの労働負担量がより小さかったことにあるのではないだろうか。また、複合大家族経営から小家族経営へという発展は、農家経営にとっては、労働力集約的な経営への移行を意味したであろうことも考慮されるべきであろう。すくなくとも、こうした事情が「不具」のあり方に変化を与えたのではないかといえそうである。

(注)

- (1) 『大日本近世史料・肥後藩人畜改帳』(一)~(四)。
- (2) 下の表は合志郡と芦北郡における農家経営の家族規模を指数でしめたものである。1~6人という比較的規模の小さい小家族経営は、合志郡が約58パーセント、芦北郡は60パーセント余をしめる。したがって、全体の過半以上は小家族経営であったと思われる。

合志・芦北両郡の家族規模

	合 志 郡	芦 北 郡
1~3人	21.95%	21.57%
4~6	35.99	39.01
7~9	22.86	21.31
10~12	9.46	9.10
13~15	4.80	3.54
16~18	2.96	2.44
19~21	0.92	1.35
22~24	0.64	0.84
25~27	0.07	0.17
28~30	0.28	0.08
31以上	0.07	0.59
計	100	100

『肥後藩人畜改帳』より作成。
『芦北郡人畜改帳』

- (3) 『熊本県未解放部落史研究』第3集、編集後記、57頁。
- (4) 同右、5～24頁所収。
- (5) 近世初期の各地に何人くらいの「不具」がいたのか、また近世中後期にはどうであったか、といった問題も後日の課題として残されている。ただし、近世初期に関しては、『小倉藩人畜改帳』(二)に「豊前国并豊後国東郡・速水郡人畜改帳総目録」がおさめられており、男子人口についてはその内訳も示されている。それらをもとにして表示したのが小倉藩の「不具」である。地域による格差が大きいこと、地域によっては男子人口の4パーセント以上が「不具」であったと思われる点などは注目されてよいであろう。また、近世期を通じて、「不具」の数はどのような推移をしめしたのか。信州上田領の全村にわたる差出帳がのこされている(『大日本近世資料・上田藩村明細帳』上・中・下)。小縣郡81ヶ村、更級郡8ヶ村の総人口は43,357人となる。上田領の明細帳には62人の「座頭」が示されている。したがって、宝永3(1706)年の上田領総人口に「不具」のしめる比率は0.14パーセントとなる。肥後藩や小倉藩の近世初期におけるそれよりはるかにひくい。ただし、全体として、こうした傾向をしめしたかどうかについては今後の課題としなければならない。

小倉藩の「不具」

	男 総 人 口	「不具」総数	男総人口「不具」のしめる比率
規 矩 郡	5,760人	253人	4.39%
田 川 郡	8,360	15	0.18
京 都 郡	2,994	124	4.14
仲 津 郡	4,265	34	0.80
築 城 郡	1,983	1	0.05
上 毛 郡	2,442	21	0.86
下 毛 郡	4,744	14	0.30
宇 佐 郡	19,124	160	0.84
国 東 郡	11,345	265	2.34
速 見 郡	3,825	70	1.83
計	64,842	957	1.47

注) 「不具」総数は「めくら」「こしぬけ」「座頭」とあるものの合計をしめした。

『小倉藩人畜改帳』2、P1～18より作成。

- (6) 近世にあつては、いかなる部位にいかなる障害をもった身障者がいたかといった問題も興味ある課題の一つであろう。合志郡の場合をしめすと左のごとくである。

合志郡の「五体不具」

	人 数
こしぬけ	67人
こしおれ	24
こしひき	23
めくら	16
なへぼう	7
役二不立	6
ざとう	5
やまいもの	5
わづらいもの	4
いきひき	3
わたわもの	2
おし	1
手なへ	1
ごぜ	1
ふく病	1
病人	1
むし病	1
計	168

- (7) 名子の前身について、『福岡県史』の著者は「質奉公の流質となったもの、米銭で身売したもの、捨子等の拾われたもの等が名子の前身と思われる」（『福岡県史』第2巻下578頁）と説明している。名子の前身がいかなるものであったにせよ、名主に隷属していた直接生産者層と考えられている名子のなかに「不具」が存在するという事実は大変興味あることではなからうか。
- (8) 名子等の「小百姓層」の生活について、永原慶二氏は「有力な『名主層』や在地領主に個別的に隷属し、保護を受けていたことも考えられる。親族や下人分家などのなかにこうしたものがあつたことは事実であろう。通常『名子』などといわれるものはこの型に属するものである。しかし、すべての『小百姓層』がそのような形をとつたとは考えられず、むしろ多くは不安定なままに荘官や『名主層』の同族集団からいちおう自立的な下層農民として存在し、農繁期には在地領主や名主の上層農民のもとに勞

力提供して若干の報酬を受け、農閑期には山林労働に従うなど、さまざまな補足的労働によって生活を支えていたに相違ない」（『日本の中世社会』182頁）と説明している。他の五体満足なものたち同様右のごとき生活をしていたのか。それとも「さまざまな補足的労働」のなかにそうした余地が存在したのか。いずれにしても大変興味ある問題である。今後の研究をまちたい。

3. 近世初期における農家経営と「五体不具」(2)

中世的な複合大家族経営のもとにあった半隷属民は「彼らは永い間の事実的な土地の占有、不断の開拓等による自己の保有地の拡大等によって、やがて1軒前の農民としてひとりだちするための足場を築き」⁽¹⁾ながらやがて自立していく。ところで、すでにのべたごとく近世初期の農村における「不具」の多くは、こうした複合大家族経営に包摂されている半隷属民として存在していたと思われる。一般的にはこれらの人びとはやがて近世的な農民として自立していくのであるが、彼ら「不具」たちはどのようになっていったのであろうか。この点を検地帳に「不具」がどのように存在していたかということの検討をとおして考えてみたい。

肥後藩の検地帳も多く残されているときくが、いまだ閲覧の機会を得ないので、ここでは勢州の検地帳⁽²⁾を利用して一応の検討をおこなっておきたい。『松阪市史』史料篇には、天正15(1587)年から寛永17(1640)年までの32冊、以後寛永以下嘉永3(1850)年までの新田検地帳を中心とする72冊、名寄帳9冊、西黒部村検地帳15冊、補遺として文禄3(1594)年と慶長14(1609)年の2冊の検地帳が収録されている。したがって、近世期を全体として概観することができる。

右の検地帳を概観してみると、文禄3(1594)年の検地帳と寛永検地帳には「不具」が登録されていることがわかる。たとえば、「勢州飯高郡上川村検地帳」⁽³⁾(文禄3年)には4名の盲人が登録されている。この4名の所持高を表示したのが表Ⅷ上川村の「五体不具」である。1名は1.6石余り、他の3名は1石未満ときめて零細ではあるが、土地所有農民としての足がかりをつかんでいたことがわかる。同じ文禄3(1594)年の「勢州飯高郡内小片野村御検地帳」⁽⁴⁾にも「めくら」所持分7升8合と「めくら久蔵」所持分2升4合が登録

表Ⅷ 上川村の「五体不具」(文禄3年)

	持 高
さ と う	1.655石
二郎左衛門さとう	0.660
盲	0.584
めくら二郎大夫	0.208

されている。文禄3年の検地帳に登録されている「不具」は盲人だけではなくたようである。

「勢州飯高郡山室村御検地帳」⁽⁵⁾には「ちんば又二郎」の所持分として7升8合が登録されている。「勢州一志郡内伊福田村・岩倉村御検地帳」⁽⁶⁾には「としぬけ おうし」の屋敷老畝六歩(1斗3升6合)と屋敷老畝(1斗2升)が「又二郎」として登録されている。また、「旧御検地帳与新村」⁽⁷⁾には、史料に欠損があって正確なことはわからないが、「ちんば二郎」二・三四九石と屋敷一畝(1斗2升)確認することができる。

以上、文禄3年の検地帳における「不具」の土地所有についてみてきた。たとえば、小規模なものであっても、これらの事例は近世農民への道をあゆみはじめたものとして理解してよいであろう。こうした傾向は寛永検地においてもみとめうる。「寅年勢州松坂町^{はずれ}迦無役所検地帳」⁽⁸⁾にも「^{老畝拾壹歩} ^{座項}
^{分米貳斗四合} ^{さくいち}」が登録されていることから推測できるであろう。

ところが、右の「寅年勢州松坂町迦無役所検地帳」を最後にして、以後の検地帳からは「不具」の登録を発見できない。近世期をつうじて検地帳の性格に大きな変化がなかったとすれば、右のごとき事実、小規模にして不安定な土地所有から安定的な近世農民へ移行していくための土地所有の拡大というプロセスで挫折して没落していったか、あるいは農業経営の安定化につれて五体満足な家族に継承されていくことが当然化して、土地所有ないしは農業経営の表面から姿を消していくことになったかのどちらかであろう。いずれにしても、複合大家族経営が解体して、直接生産者の土地所有が確立していくにしたがって、農村における「不具」の存在形態にも一定の変化があったことを予想してもよいのではないかと考える。

といって、近世期には「不具」の土地所有が全くなかったなどといっているのではない。たとえば、信州上田領更級郡戸部村の宝永3(1706)年の差出帳には、座頭志津都について「家屋敷・田畑所持仕罷有候」⁽⁹⁾ とししていることからわかる。しかし、上田領には62名の座頭の存在が確認でき、内23名について多少ともその生活のようすをしりうるが、田畑の所持を確認できるのは右の志津都だけである。そのほか、別屋敷持、家持、自分屋敷といったかたちで記載されており、一応自立していると思われるものが11名である。残りの12名は「親かゝりニ而罷在候」とか「伯父ニ掛り居申候」といったかたちで存在している⁽¹⁰⁾。

　　ここにしめされている親がかり・伯父がかりこそは近世農民を前提にした農業経営の結果と考えられないだろうか。すくなくとも、文禄3年の検地帳や寛永検地帳にみられた「不具」たちに土地所有農民として順調に成長していく余地がどの程度に存在したのかという点は十分に考慮されるべきであろう。近世農村にあって、こうした成長の可能性が小さければ小さいほど、親がかり・伯父がかりとなっていくであろうことは容易に想像できる。

(注)

- (1) 永原慶二『日本封建制成立過程の研究』102頁。
- (2) 『松阪市史』史料篇、第4巻、第5巻。
- (3) 同右、第4巻、75～129頁所収。
- (4) 同右、第5巻、412～431頁所収。『三重県部落史料集 前近代篇』404～422頁所収。
- (5) 『松阪市史』第4巻、166～223頁所収。
- (6) 同右、162～166頁所収。
- (7) 同右、157～161頁所収。
- (8) 同右、314～323頁所収。
- (9) 『大日本近世史料 上田藩村明細帳』下、427頁。
- (10) 『上田藩村明細帳』上・中・下。

4. お わ り に

　　以上、近世初期の農村における「五体不具」のあり方について若干の検討をくわえてきた。結論めいたことをいえる段階ではもちろんない。しかし、本稿のかぎりでの一応の見通しをのべておく。

小家族経営よりは大家族経営に包摂される半隷属的な存在としての「不具」の方が多かった。論理的には、複合大家族経営から単婚小家族経営へという展開のなかで、経営の内部に「不具」を包摂しうる余地は小さくなっていったと考えられる。

現実には、文禄3年の検地帳にみられるごとく、きわめて零細であったかもしれないが、土地保有農民として道を歩みはじめたことは確かである。しかし、そのまま土地所有農民として順調に成長できたかどうかは疑問である。多分、時代をくだるにつれて土地経営の表面から姿を消していき、たとえば親がかり・伯父がかりといったかたちでの被扶養者として生活せねばならない可能性が大きくなっていったのではないだろうか。

『若林農書』の著者をして「盲瘖聾跛臂断者の類をして捨べからず養ふべしとなり、其足らざる所を省略して以て及ぶ事易きをして之が業だらしむと也」⁽¹⁾（傍点生瀬）とのべさせたのも、あるいは『座右手鑑』に「病身不具者にて農事成兼候者は、相応の手業にて其身の口過に成候丈を致させ、成丈家主の（匠介）役害に成らざる様相心得可申候、尤廢疾の究者となり候者は家主よく厚く心を付養育可仕儀勿論に候、病身不具を申立可応手業をもいたさず徒に居て飯を給んとする者は、親類五人組より相戎、相応の手業いたし候様可申付事」⁽²⁾とあるのも、その背景には本稿においてのべてきたような事情があったことの結果であるかもしれない。

いずれにしても近世にあっては、「不具」たちの多くがいわば都市生活者の性格を以前にも増して色濃くしていかなるを得なかったのではないだろうか。

（注）

(1) 小野武夫編『近世地方経済史料』第5巻、429頁。

(2) 同右、第2巻、292頁。

（付記）

本稿は昭和52年10月における社会経済史学会近畿部会の例会において報告する機会を得たものを基礎に加筆したものである。多くの方から御教示を得たことはもちろんであるが、特に大阪大学の原田敏丸先生は『芦北郡人畜改帳』をはじめいくつかの史料をコピーにて供与して下さった。まことに感謝にたえない。深甚なる謝意を表する次第である。